

第231回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成28年10月24日(月曜日)

出席議員(18名)

1番 佐久間儀郎君	2番 山谷清君
3番 柄目孝治君	4番 谷津睦夫君
5番 佐藤長成君	6番 松崎良一君
7番 高橋茂美君	8番 菅原研治君
9番 秋山昇君	10番 佐藤貴久君
11番 大沼克巳君	12番 吉野敏明君
13番 加藤克明君	14番 舟山彰君
15番 眞壁範幸君	16番 神崎安弘君
17番 菊池修一君	18番 佐藤吉市君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

理事長 風間康静君	理事長職務代理者 滝口茂君
理事 大友喜助君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 伊勢敏君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 佐藤隆夫君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 加藤弘一君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 戸村壽弘君
介護保険課長 関場幸江君	業務課長 阿部直樹君
消防長 佐藤義信君	次長 咲間定実君
予防課長 佐藤宗夫君	警防課長 佐々木保方君
指令課長 加藤修一君	教育次長 水戸雅彦君
業務課長補佐 宍戸清人君	

事務局職員出席者

事務局長 加藤雅章君	書記 佐藤真由美君
------------	-----------

議事日程

平成28年10月24日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について）
第24号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について）
第25号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について）
 - 第 6 第26号議案 仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 第27号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第28号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 8 第29号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)
第30号議案 平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第1号)
 - 第 9 行政視察について
- 午前11時10分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

一般質問

第 2 3 号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について）

第 2 4 号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について）

第 2 5 号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について）

第 2 6 号議案 仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 2 7 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 2 8 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第 2 9 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

第 3 0 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第 1 号）

午前10時 開会

○議長（加藤克明君） 開会に先だちまして、ご紹介を申し上げます。

去る、7月31日に角田市長選挙が行われました。その結果、大友喜助さんが当選され、引き続き、当組合理事に就任されることとなりました。

また、去る、9月20日に蔵王町長選挙が告示されその結果、村上英人さんが無投票で当選され、引き続き、当組合理事に、ご就任されました。

この際、両理事にご登壇の上、ごあいさつをいただきたいと思っております。

はじめに大友理事、ごあいさつをお願いします。

○理事（大友喜助君） ご紹介いただきました、角田市長の大友喜助でございます。

去る8月10日より三期目の角田市政を担っております。同時に当組合の理事といたしましても引き続きこの職務を担っているところでございます。

地方行政の課題山積しております。この解決のために全力挙げてこの理事の職を全うして参りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。【拍手】

○議長（加藤克明君） 続いて、村上理事ごあいさつをお願いします。

○理事（村上英人君） はい。

皆さんおはようございます。蔵王町であります。7人目の町長として、そして、17代の町長にさせていただきました村上英人でございます。

角田市長がお話しされたとおり、同じく一生懸命に仙南広域の理事として、一生懸命に頑張る所存であります。どうか、議会の皆様と共にですね、この広域のために一生懸命に頑張る参りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます【拍手】

○議長（加藤克明君） これより、第231回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議はあらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番、柄目孝治君6番、松崎良一君の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告について

○議長（加藤克明君） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年度の教育に関する事務の点検・評価の結果報告がありました。その写しは、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

皆さんおはようございます。本日ここに、第231回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙中のところご出席をいただき、提出案件のご審議を煩わすことができますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、はじめに職員の懲戒処分についてであります。

角田消防署に勤務する男性消防職員が、本年8月23日に白石市福岡蔵本字滝ノ上地内の国道113号線において、私用車を運転中に時速39キロメートルの速度超過を起こし、道路交通法違反で検挙されたものであります。

これに係る職員の懲戒処分等について、助役を会長とする職員分限懲戒審査会の答申を受け、10月6日付で戒告処分としたものであります。

併せて、上司であります角田消防署長に対しては、指導監督不行き届きにより文書による注意処分としたものであります。

今回の違反行為は、高度の行為規範に従うことが要求される消防職員であるにもかかわらず、自立心の欠如、認識の甘さに起因したものであることから、直ちに消防長に対し、法令順守の確保について強く申し付けたところであります。

今回の不祥事に対し、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、理事会を代表して深くお詫びを申し上げるとともに、今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう指導を徹底し、安全運転管理体制の確立と綱紀粛正及び服務規律の確保に努めてまいります。

次に、角田市の●●氏が原告となり、当組合に対して損害賠償を請求している裁判の経過についてであります。

平成 25 年 8 月から 20 回の口頭弁論が行われておりました裁判であります。去る 9 月 7 日に証人尋問が行われ、口頭弁論が終結いたしております。今後は、本年 11 月 25 日に判決が言い渡されることになりましたので報告をいたします。

次に、（仮称）仙南クリーンセンター整備運営事業についてであります。

現在の状況であります。9 月 15 日から本施設への受電を行い、ごみの無い状態での無負荷運転を行っており、外構工事などを残し、主要な工事はすべて完了しているところであります。明日、25 日には、建築基準法に基づく建築確認完了検査を受けることとしており、12 月からの試運転調整に向け順調に進捗しているところであります。

今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来年 4 月からの供用開始に向け、関係条例の改正について、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らい願います。

次に、今月 14 日、当組合と亘理名取共立衛生処理組合との間で、一般廃棄物処理に係る相互応援協定を締結いたしましたので、ご報告を申し上げます。

亘理名取共立衛生処理組合は、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町の一般廃棄物の処理を行っている一部事務組合であります。東日本大震災の折には、同組合の家庭ごみを受け入れ、角田及び大河原衛生センターにおいて処理を行うとともに、旧し尿処理施設を同組合に貸与した経緯があります。

同組合は当組合と同様に 2 つのごみ処理施設を統合し、新施設を建設し、本年 4 月から稼働しているところあります。しかし、大規模災害による施設の停止や著しいごみ量の増加など、不測の事態が発生した場合、自らの施設のみでの対応が困難となることが想定されるため、広域的な連携を結ぶため協定を締結したものであります。

この協定は、ごみ・し尿に係る一般廃棄物全般の処理に関するもので、このような協定の締結は、宮城県内では初めての取り組みであり、これにより県南 4 市 9 町の一般廃棄物は有事の際であっても、停滞することなく適切に処理することが可能となり、圏域住民の更なる環境衛生の向上につながるものと確信をいたしております。

次に、岩手県岩泉町に対する緊急消防援助隊の応援活動についてであります。まず始めに、平成 28 年台風 10 号の豪雨により大きな被害を受けた岩手県岩泉町では多くの尊い人命が失われました。不幸にして亡くなられました方々に対し、衷心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられました皆様につきましてもお見舞いを申し上げます。

緊急消防援助隊の応援活動であります。この災害支援のため当消防本部より 4 隊の緊急消防援助隊を派遣いたしております。

派遣期間は、8 月 31 日から 9 月 9 日までの 10 日間、延べ 37 人の職員が支援活動を行っております。

派遣隊の活動内容といたしましては、岩泉町安家地区、二升石地区及び小本地区の住

民 63 世帯の安否確認並びに小本川流域の人命捜索を継続的に実施し、2 名のご遺体を発見するとともに、救出活動を行ったものであります。

緊急消防援助隊の活動については、今後とも、当管内の消防体制を維持しながら、応援要請に応じてまいりたいと考えております。

最後に、平成 28 年度全国自作視聴覚教材コンクールの結果についてであります。

今年度は、全国から 106 作品の応募があり、当教材センターからは 6 作品を応募しております。このうち中学校部門で、映像教材「木の命を活かす」が入選いたしました。制作者は、柴田町在住の●●●●氏であります。

当教材センターでは、今回入選した作品と併せ応募した他の 5 作品についても、貸し出しできる体制を整え、活用を図ってまいります。

以上、ご報告をいたします。

日程第 4 一般質問について

○議長（加藤克明君） 日程 4、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1 名であります。

なお、議会先例で定められているとおり、発言時間は再質問、再々質問含めて、30 分以内とするのを例としております。残り 5 分前に 1 回、終了時の 2 回ベルを鳴らしますので、ご承知願います。

それでは、4 番、谷津睦夫君登壇願います。

○4 番（谷津睦夫君） 皆さん、改めておはようございます。4 番議席の谷津でございます。

早速であります。通告しておりました一般質問をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

仙南地域広域行政事務組合における各種事務事業の適正な執行を図るために、風間理事長をはじめ各理事の皆様方には、構成する 2 市 7 町における安全・安心や地域の振興・発展のために、日々、ご尽力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、この度の一般質問であります。事前に通告しておりました標題の「(仮称)仙南クリーンセンター施設整備計画」の関連についてであります。この事につきましては、既に平成 29 年 4 月の本格稼働に向け、本年度 12 月からの試運転など事業スケジュールに沿った中で、着々と進んでいるものと考えております。

また、これらの各種事業を進めるに当たっては、理事長によります定例会毎の行政報告や予算説明会等においても報告がなされており、当局と議会が一体となって取り組んできた事業の一つとも考えております。

私も、平成 11 年 9 月に角田市議会議員として初当選して以来、当事業に関しては機種選定委員や仙南広域議会の議員として深く関わってきた経緯もあり、微力ながらも一定の成果と達成感すら抱いている一人でもあります。

そこで、この度の一般質問になりますが、過日開催されました、角田市議会の定例会における一般質問及びその後に開催されました、角田市議会ごみ処理等対策調査特別委員会において出されました、(仮称)仙南クリーンセンターの本格稼働に向けての意見や要望などについて、これらの事業の完結を目指すとともに、最終の確認を図るためにお伺いするものであります。

まず大きな1点目ではありますが、今後(仮称)仙南クリーンセンターが本格稼働することにより、当センターにおいては、6項目のごみ等の処理を行うこととなりますが、その中の災害ごみの取扱い等に関しての3点についてお伺いをいたします。

1点目、現在の角田衛生センターにおける、災害ごみの受け入れの現状と課題及び取り決めてありますルール等について、確認のためにお伺いをします。

2点目、今後、稼働予定の(仮称)仙南クリーンセンターは、現在の焼却機能から熔融機能へと大きく変更となり、その機種性能が格段に向上する施設となります。その事により、上記の課題等の解決策や新たに決められたルール及び改善点についてお伺いをいたします。

3点目、この度、連続して発生した風水害により、構成2市7町におけます災害ごみは、どのような現状と課題が発生しているものなのか。また、それらの課題克服のために広域理事会において論議が図れているものかについてお伺いをいたします。

次に、大きな2点目になりますが、現在、角田衛生センターの動物焼却施設で行っている焼却処理関係の2点についてお伺いをいたします。

1点目、現在、仙南地域広域行政事務組合を構成する2市7町においては、事の大小は異なっても有害鳥獣、イノシシによる農作物被害やそれに対する各種対策による補助金等も年々増加傾向となっております。

また、それらの有害鳥獣、イノシシの捕獲駆除している頭数や件数も増加しており、それらの捕獲駆除した有害鳥獣、イノシシの処理は、埋設をするにしても、焼却処分をするにしても、現場においては大変苦慮しているのが現状となっております。

これらの事を踏まえ、現在、角田衛生センターの動物焼却施設で行っている焼却処理の現状と課題及び取り決めてありますルール等についてお伺いをいたします。

2点目、今後、稼働予定の(仮称)仙南クリーンセンターは、前述した内容により、機種性能が格段に向上する施設となります。その事により、上記の課題の解決策や新たに決められたルール及び改善点についてお伺いをします。

次に、大きな3点目でございますが、現在、(仮称)仙南クリーンセンターの施設整備工事は最終の段階に入ったものと推察しております。これらの整備計画を進めるに当たっては、多額の地元対策費を計上していただいたご配慮に、改めて感謝を申し上げる1人でもあります。

しかしながら、過日の夜、建設中の(仮称)仙南クリーンセンターの前の道路を使用・

通行した際に感じた事になりますが、現場は山中という事もあり大変に暗く、有害鳥獣イノシシが大量に生息しているエリアでもあることから、いざ本格稼働となった際の一般車両や搬入車の交通安全上の問題や施設の地元対策として公民館機能を使用する際の、歩行・自転車等を使用した場合の防犯上の問題や課題が発生してくるものと感じました。

そこでお伺いしますが、施設に出入りをするゲート付近及びその周辺道路への安全対策としての、最終の道路整備計画や、防犯・街路灯等の整備計画について、どの様に考えられておられるのかお伺いをいたします。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

谷津議員のご質問についてお答えを申し上げます。いずれもですね、実務的なご質問でありますので、業務課長より答弁をいたさせます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。阿部業務課長。

○業務課長（阿部直樹君） 理事長の命により、谷津議員のご質問にお答えをいたします。

大綱1点目の（仮称）仙南クリーンセンターでの災害ごみの取扱い等に関してのご質問であります。

先ず、1つ目の現在の角田衛生センターにおける災害ごみの受入れの現状と、課題及び取り決めてありますルール等についてお答えをいたします。

はじめに、角田衛生センターで処理を行う災害ごみにつきましては、大きく分けて二種類ございます。

地震、台風等の大規模災害により広範囲の地域が被災した場合に発生した災害ごみ、個人家屋での火災などにより発生した災害ごみに分けられます。

これらの災害ごみの受入れにつきましては、施設の処理能力に限度があることから、大規模災害の場合は、各構成市町と角田衛生センターで搬入量の協議を行い、また、個人の災害ごみについては、構成市町からの連絡を受け、個人と角田衛生センターで搬入量の協議を行っております。

その災害ごみの受入れのルールにつきましては、平成21年度に要綱を定め、長さ30センチメートル以内及び太さ10センチメートル以内にする事、畳や布団類の搬入枚数を1日10枚とすること、また、1日あたりの搬入量につきましては、300キログラム程度を基準として、搬入していただいているところであります。

このことから、災害ごみの受け入れにあたっての課題としては、長さや太さ、1日あたりの搬入量の制限を設けていることと考えております。

2つ目の、（仮称）仙南クリーンセンターの災害ごみの受入れの課題の解決策や新たに取り決めたルール及び改善点について、お答えをいたします。

（仮称）仙南クリーンセンターでは、これらの課題を解決するため、既存の衛生処理施設に設置されていない、災害ごみを一時保管することができる広さ27坪、高さが8メ

ートのストックヤードや、前処理を行う破砕設備を設置しております。

このことから、1日あたりの搬入量を300キログラム程度とする基準を原則設けず、また、搬入条件としております長さや太さの制限についても、設けないこととしたところであります。

3つ目の、この度の連続して発生した風水害により構成市町における災害ごみはどのような現状と課題が発生しているのか、それらの課題克服のために組合理事会において論議が図られているものかについて、お答えをいたします。

この度の風水害による災害ごみの受入れは、白石市からの1件のみであり、その災害ごみにつきましては、角田衛生センターで受入れをし、円滑に処理を行っております。

このことから、この度の風水害による災害ごみについての課題は、特段ないものと考えており、組合理事会において論議はなされていないものであります。

次に、大綱2点目の角田衛生センターの動物焼却施設で行っている焼却処理関係についてのご質問であります。

一つ目の、捕獲駆除した有害鳥獣、イノシシの焼却処理の現状と課題及び取り決めておりますルール等について、お答えをいたします。

はじめに、角田衛生センターで行っている焼却処理の現状と取り決めておりますルールにつきましては、平成26年7月30日の第222回組合議会定例会において、回答しておりますが、同年2月の理事会において協議を行った結果、動物焼却施設では、イノシシのような大型の動物については処理が困難であり、搬入される頭数も増加していることから、角田衛生センターごみ処理施設において処理することとし、また、同センターでは、イノシシをそのままの状態を受け入れて焼却することは施設の構造上不可能であったことから、各構成市町において細断し、ブロック化したうえで施設に搬入することとしたものであります。

次に、同センターで行っている焼却処理の課題につきましては、各構成市町において細断し、ブロック化したうえで搬入していただくこととしておりますが、ブロック化されずに搬入されることもあり、その都度、搬入者に対し、指導を行っているところでありますが、なかなか徹底されていないことが課題となっております。

2つ目の、(仮称)仙南クリーンセンターでの課題等の解決策や新たに取り決めたルール及び改善点につきましては、(仮称)仙南クリーンセンターにおいても、大型の動物はガス化炉に投入できないことから、従来どおり、各構成市町において細断し、ブロック化したうえで施設に搬入することとしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大綱3点目の、施設に出入りするゲート付近及びその周辺道路への安全対策としての、最終の道路整備計画や防犯・街路灯の整備についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、施設に出入りするゲート付近及びその周辺道路への安全対策としての道路整備計画につきましては、右折進入するごみ搬入車両の渋滞緩和や事故防止を図るため、ゲート付近の交差点に、新たに右折車線を設置し、安全対策を講じることとしております。

次に、防犯・街路灯の整備につきましては、宮城県公安委員会と協議した結果、ごみ搬入車道路及び一般車進入道路それぞれの出入口側と市道を挟んだ反対側に、合計4基の街路灯を設置することとしております。

また、(仮称)仙南クリーンセンター内の搬入道路におきましても、利用者の交通安全や防犯が図れるように、適宜、街路灯を設置することとしております。

○議長(加藤克明君) 4番、谷津睦夫君、再質問ありますか。

○4番(谷津睦夫君) はい。

○議長(加藤克明君) どうぞ。

○4番(谷津睦夫君) では、ご答弁ありがとうございます。早速、再質問をさせていただきます。

只今の内容で、実務上の問題ではございますが、現角田衛生センターで困っている問題と踏まえてですね、協議、話し合いがなされて、今後本格稼働する(仮称)仙南クリーンセンターでの新たな追加した決め事も入れてですね、前向きに話し合いをされ、実行して頂くことにまず感謝申し上げたいと思います。

その中で改めてお伺いするわけではございますが、先ず1点目の災害ごみでございます。災害ごみの中で先程言った地震、風水害、そして火事等の部分なんです、その中で風水害の部分なんです、ここで拘って連続して起こった8月の台風災害の時にですね、私角田の排水機場を見学、見学といいますか視察をしました。その際にですね、当然生命線を、角田のまちの生命線を守るためにですね、6基かな、のポンプがフル稼働して、阿武隈川のほうに流してたんですが、一方でそこに流れてくる流木、小径木、そして除草した雑草、又は稲わら等がですね、かなりの量が流れてくるわけです。それを除塵機をもって上げているところではございますが、連続した場合っていうのはですね、その上げたものを、こちらの今のルールでいくと、一時その近辺にストックしてるんですが、再度また水が上がって戻ってしまうというような状況が考えられるんですね。簡単に言えば2次被害が起りかねない現状でございました。

これはですね、角田市の例で今話しましたが構成する2市7町にはですね、やはり水害からまちを守るためにですね、数多くの排水機場だったり、又は水門だったりという部分が設置されてると思うんですが、やはりそこを守らないと住民の生命財産と、その中にこの流れ出てくるですね、色んな災害ごみと私は言ってるんですが、その部分をですねもうちょっと早めの処理をという思いがあったもので、まあここで先ず話題として提供させて頂いた次第でございます。

次に、2点目のイノシシ被害、災害にといいますかね、の問題でございます。私の資料によりますと、まあ、本来本当はもうちょっと多いんでしょうが、丸森さんの1200頭を先頭にですね、角田、白石さんが800から900、そして、他の構成する町の方ではですね、60頭から120頭というような駆除頭数になっているということですね、白石さんと蔵王さんは積極的にストックヤードといいますかね、解体の部分にその取組みには敬意を表わしたいなと思うんですが、多分この部分はですね、もっと年々増加してくるんじゃないだろうかなとかというふうに思ってる訳でございます。

じゃあ、例えば角田であれば角田もストックヤードを造ったらという発想にもなりかねないと思うんですが、私が先程言った機種選定委員をやっているなかで、今回は熔融炉施設ということはかなりの高熱の温度を保有する訳でございます。その温度を利用してですね、イノシシ等を乾燥させると骨格は別として水分はほとんど飛んでしまうと、その後の破碎又は細断という部分というのはですね、非常に楽になるというふうに聞いておりました。そういう意味ではですね、現段階の施設整備ではそういうものは付いておりません。またそこを想定していなかった部分でそれをどうのこうのというわけではございません。しかしながら、今後6項目のごみの中の災害ごみがですね、イノシシも災害ごみなんじゃないかなというくらい、私、拡大解釈しているんです。または、7項目にこの構成する2市7町の課題をですね、処理するための7項目めのごみ項目と、処理項目というようなことまで考えればですね、仙南広域さんで一生懸命話し合いが持つて貰えるものじゃないかなとそういうふうに思いました。

この2点についてはですね、要望に近いような再質問になるかと思うんですが、私からは今ここでどうすべきだという問題よりはですね、そういう課題が現場で発生しておると、構成2市7町でですね、是非、今後理事会、そして当局においてはですね所管課長または担当者会議等でですね、1歩でも2歩でも進められるようなですね、議論をして頂ければというふうに思うんですが、その辺を理事長さんのご書見をお伺いしたいなというふうに思ってます。

それと、3点目、大きな3点目の本格稼働するにあたっての道路整備の関係、街路灯については4基、道路の向かいにたぶん2基という部分なんです、これは確かに整備上はそれでいいのかなというふうには思います。ただ先程も言ったように、公民館使用という部分もあってですね、住民の安心、安全という部分を考えればですね道路管理者でもある角田市でも前向きに考えなくてはいけないとは思いつつもですね、やはりその辺は柔軟に広域の事務方でもご検討していただければなとそういうふうに思いました。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。3点程あります。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい。

谷津議員の再質問にお答え申し上げます。災害ごみこれは当然、本当にどこも今回は

我々白石もそうでしたが、山から下ってくるのもありました。それを当然一時ストックをして、やはり、ルールに従ってその分をやる。そうなってくると、その市がしっかりとそこに保管すべきだと。だから傍においた方がいいのか、その脇にどっかに置くってのは、各市町の判断が先ずは必要だというふうに思っております。

それと次に、2点目のイノシシですが、今回6から7というよりも、敢えて先程課長のほうから答弁させていただきましたが、イノシシ、今まで焼却をすることが出来なかったのが、今回の26年に理事会で話しをして認めようということで、結局今、入っているということ、ただそこにも現時点では当然破砕機がございませんので、必ずやることは細断をして貰うという事、それまでは本当埋めるしかなかったんですが、そういう点で今後もそのような形になるだろう、また、今度新しい部分において、それがどのように可能、出来るかどうか、検討はやっぱり必要だと、ただしそれがどのように出来るかは今後の課題だというふうに思っております。

3点目でございますが、議員の質問の中にもございましたとおり、これは地元対策として、しっかりと2市7町の方でしておりますので、それは角田の方のしっかりと地元対策の方で、対応して頂けるとありがたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 4番、谷津睦夫君、再々質問はありますか。

○4番（谷津睦夫君） よろしいです。

○議長（加藤克明君） 以上で、4番、谷津睦夫君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における、一般質問を終結いたします。

日程第5 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加藤克明君） 日程第5、第23号議案、専決処分の承認を求めることについて、第24号議案、専決処分の承認を求めることについて、第25号議案、専決処分の承認を求めることについて、この3議案について関連がございますので、一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

第23号議案から第25号議案までの、専決処分の承認を求めることについて、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約及び同審査会共同設置規約並びに宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、9月23日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものであります。

規約変更の内容といたしましては、今年10日から富谷町が富谷市に移行することに伴うものであります。

当組合においても関係団体として議会の議決が必要でありましたが、議決に係る関係

書類の提出期限が9月末日までとなっており、構成市町の9月定例議会の会期等の関係から議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤克明君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認め、討論を終結いたします。これより、第23号議案、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第23号議案は、原案のとおり承認されました。

これより第24号議案、専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第24号議案は、原案のとおり承認されました。

これより第25号議案、専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 第26号議案 仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(加藤克明君) 日程第6、第26号議案、仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第26号議案、仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政報告で申し上げましたとおり、(仮称)仙南クリーンセンター整備工事が順調に進捗し、本年12月から試運転調整を行い、平成29年4月1日から本格稼働を迎えることになっております。

このことから、仙南クリーンセンターの供用開始に併せ、関係条例の一部を改正を行うものであります。詳細については担当課長より説明いたさせますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 続いて詳細明細を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第26号議案、組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

第26号議案は、平成29年4月1日から仙南クリーンセンターが供用開始することに伴い、所要の条例改正を行うものであります。

この一部改正する条例は、3つの条からなっており、3本の条例改正を行うものです。参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

こちら、第1条関係の新旧対照表となっております。組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第2条の表中、ごみ処理施設の角田衛生センター第2事業所及び大河原衛正センターを削り、仙南クリーンセンターを盛り込むものでございます。仙南クリーンセンターの位置は、角田市毛萱字西ノ入43番地11、管轄区域は仙南2市7町となることから、全城とするものであります。

次に、し尿処理施設の角田衛生センター第1事業所ですが、ごみ処理施設の第2事業所が無くなることから名称を角田衛生センターにしようとするものであります。

次に、2ページ、3ページの新旧対照表をご覧ください。

こちら、第2条関係の新旧対照表となっております。組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正です。最初に別表の適用区分をご覧くださいと思います。

一般廃棄物の処理手数料を定める別表になりますが、角田衛正センター及び大河原衛生センターを仙南クリーンセンターに改めるものでございます。

次に、この条例に附則を1項加えております。本年12月1日から（仮称）仙南クリーンセンターでの試運転が始まり、2市7町の燃やせるごみが搬入されることから、試運転期間の特例を設けております。

試運転期間中のごみ処理手数料を徴収する根拠がなくなることから、管轄区域の区分によって、現在の角田衛生センター第2事業所又は大河原衛生センターに搬入された取扱いとしまして、これを根拠に手数料を徴収しようとするものであります。

次に、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条関係の新旧対照表になります。組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。ごみ処理施設に勤務する職員がいなくなることから、ごみ処理施設に係る清掃業務を削る改正を行うものであります。

最後に、このページの附則をご覧くださいと思います。この条例は、仙南クリーンセンターが供用開始する平成29年4月1日から施行するものであります。

ただし、第2条関係の附則に試運転期間中の特例を加える改正規定につきましては、本年12月1日から施行しようとするものであります。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第26号議案、仙南地域広域行政事務組合衛生処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。なお、本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第27号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第28号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加藤克明君） 日程第7、第27号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第28号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術センター特別会計歳入歳出決算の認定について一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） 第27号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び第28号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案であります。

詳細につきましては会計管理者より説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。加藤会計管理者登壇願います。

○会計管理者（加藤弘一君） それでは、理事長の命によりまして、第27号議案、第28号議案、平成27年度の組一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算につきまして、歳入歳出の款目の区分に従いまして、決算の内容と実質収支に関する調書につきまして、ご説明申し上げます。決算書のほうご準備お願いいたします。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入決算でございます。

1 款、分担金及び負担金につきましては、64 億 400 万 9,240 円の決算でございます。うち、市町の負担金は、63 億 8,355 万 5,000 円で、一般会計の全歳入の 49.6 パーセントとなっております。

2 款、使用料及び手数料につきましては、4 億 8,448 万 905 円の決算でございます。うち、ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料など衛生関係が、4 億 7,833 万 8,153 円、約 99 パーセントを占めてございます。

予算現額と収入済額を比較いたしますと 1,837 万 2,905 円の増で、主な要因としましては、各ごみ処理施設でのごみ処理手数料及び、家庭ごみ処理手数料の増となったものでございます。

3 款、国庫支出金につきましては、26 億 328 万 4,680 円の決算でございます。(仮称)仙南クリーンセンター建設事業に伴う、循環型社会形成推進交付金が主なものとなっております。

続きまして 4 款、県支出金につきましては、966 万 650 円の決算でございます。柴田消防署に配備しました、水槽付消防ポンプ自動車これに交付されました市町村振興総合補助金が主なものとなっております。

5 款、財産収入につきましては、8,662 万 1,376 円の決算でございます。財産売却収入といたしまして、仙南リサイクルセンター及び大河原衛生センターの資源回収物売却代で、7,673 万 6,650 円が、主なものとなっております。

6 款、繰入金については、21 億 9,710 万 6,000 円の決算でございます。財政調整基金からの繰り入れとなっております。

(仮称)仙南クリーンセンター整備事業におきまして、平成 26 年度に震災復興特別交付税が交付された事に伴いまして、13 億 4,120 万 6,000 円の基金を積立ていたしまして、平成 27 年度に繰り入れした事が、主な要因となっております。

7 款、繰越金につきましては、1 億 1,556 万 47 円の決算でございます。前年度繰越金及び平成 26 年度からの繰越事業であります。(仮称)仙南クリーンセンター地元整備対策事業寄附金、6,165 万 6,000 円が、主なものとなっております。

8 款、諸収入につきましては、1,086 万 9,227 円の決算でございます。主なものとしましては、県消防学校に教官として派遣しております職員の人件費、674 万 7,931 円。

9 款、組合債につきましては、9 億 9,320 万円の決算でございます。

(仮称)仙南クリーンセンターの整備事業の他、消防関係では、高規格救急自動車整備事業の他、2 事業によるものでございます。

以上が歳入合計で、129 億 479 万 2,125 円の収入済み額となっております。

予算現額と比較しまして 2,679 万 8,125 円の増となった要因につきましては、主に、手数料の収入の増によるものでございます。

続きまして、歳出決算でございます。4ページ、5ページをお願いいたします。

1款、議会費でございます。2,322万845円の決算でございます。4回の定例会を開催いたしまして、執行率は98.8パーセントでございます。

2款、総務費でございます。1億9,854万9,950円の決算でございます。定例会、臨時会を合わせますと、11回の理事会を開催いたしまして、執行率は、96.5パーセントでございます。翌年度、繰越額としまして、新地方会計等策定支援業務委託でありますけれども、これが531万600円を平成28年度に繰越しをいたしております。

3款、民生費でございます。7,045万4,440円の決算でございます。介護認定審査会は302回、市町村審査会は24回の開催となっております。執行率は、98.9パーセントでございます。

4款、衛生費でございます。93億605万4,131円の決算でございます。組合全体の支出約73パーセントを占めております。主な支出の内容につきましては、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業費が、平成27年度におきまして、出来高約62パーセントとなった事で、76億5,838万6,850円の支出となっております。

また、翌年度繰越額としまして、柴田斎苑建替え事業に係る測量等の調査委託費と仙南クリーンセンター地元対策事業費、寄附金でございますけれども、合わせて6,017万円を平成28年度に繰越しをいたしております。

5款、消防費でございます。19億9,479万2,649円の決算でございます。組合全体の約16パーセントを占めております。

主な支出の内容につきましては、備品購入費で、高規格救急自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救助工作車などを更新いたしております。

6款、教育費でございます。1億6,273万7,338円の決算でございます。仙南芸術文化センター特別会計への繰出金1億2,281万5,000円が主なものでございます。

7款、公債費につきましては、衛生関係16件、消防関係37件、合わせて1億3,741万9,056円の決算でございます。

9款、諸支出金でございます。ふるさと市町村圏基金の出資金8億円を各市町へ返還を行なっております。

歳出合計としまして、支出済額は126億9,322万8,409円、翌年度繰越額が6,548万3,600円、不用額は1億1,928万1,991円で、執行率は98.5パーセントとなっております。

不用額が生じた費目は、予備費で53.9パーセント、衛生費では29.6パーセント、消防費では13.7パーセントとなっております。

次に、実質収支に関する調書でございます。78ページをご覧いただきたいと思います。

歳入総額は129億479万2,000円。歳出総額は126億9,322万8,000円。歳入歳出差引額は2億1,156万4,000円。翌年度へ繰越すべき財源としまして、(仮称)仙南クリ

ーンセンター整備対策事業で6,548万4,000円を明許繰越しいたしております。

実質収支額は、1億4,608万円で、このうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額を7,363万7,000円としまして、残り7,244万3,000円を次年度に繰越すものでございます。

続きまして、仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。はじめに歳入でございます。

歳入合計額では、収入済額1億6,007万1,406円で、予算現額と比較しますと60万8,406円の増となっております。主なものは使用料及び手数料で増となったものでございます。

続きまして、歳出決算でございますけども、82ページ、83ページをお願いいたします。

1款、仙南芸術文化センター費は、支出済額が1億4,974万609円で、執行率は、93.9パーセントとなっております。なお、不用額の主な要因といたしましては、実行委員会の各事業費の経費を見直した事により残額となっております。

実質収支に関する調書につきまして、98ページをお願いいたします。

歳入総額は1億6,007万1,000円。歳出総額は1億4,974万1,000円。歳入歳出差引額は1,033万円。翌年度へ繰越すべき財源は、ございませんので、実質収支額は同額となっております。

このうち、地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額を600万円としまして、残りの433万円を次年度に繰越すものでございます。

以上、平成27年度組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算について、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(加藤克明君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。

佐藤代表監査委員、登壇許します。

○代表監査委員(佐藤長壽郎君) それでは、決算に対する審査意見を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき審査をいたしました組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計についてであります。数字的な詳細につきましては只今会計管理者から申し上げましたので割愛させていただきます。審査の対象についてであります。平成27年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等関係書類の提示を求め審査したところでございます。

審査の結果であります。歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠しており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めましたので、報告といたします。以上です。

○議長(加藤克明君) 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第 27 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第 27 号議案は原案のとおり認定されました。

これより第 28 号議案、平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、第 28 号議案は原案のとおり認定されました。

日程第 8 第 29 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)

第 30 号議案 平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(加藤克明君) 日程第 8、第 29 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)及び第 30 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長(風間康静君) はい、議長。

第 29 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第 2 号)及び第 30 号議案、平成 28 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算(第 1 号)の 2 議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算ではありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,558 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 76 億 2,435 万 6,000 円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算では7款繰越金に前年度繰越金4,558万8,000円を追加し、歳出予算では前年度のふるさと市町村圏基金中期計画に基づく事業に剰余金が生じたため、これを基金に積立てるとともに、歳入歳出予算の調整を図るため予備費に4,554万5,000円を追加いたすものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,713万円を追加し、予算の総額を1億6,791万9,000円にいたそうとするものであります。

補正予算の概要であります。歳入予算では5款繰越金に前年度繰越金163万円を追加し、文化庁から補助金の交付決定があった2,550万円を7款国庫支出金に追加いたしております。

また、歳出予算においては、実行委員会負担金として補助金と同額の2,550万円を追加し、歳入歳出予算の調整を図るため予備費に163万円を追加いたすものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤克明君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め討論を終結いたします。

これより、第29号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立総員であります。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

これより、第30号議案、平成28年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術センター特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 行政視察について

○議長（加藤克明君） 日程第9、行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会として、組合事業の実施状況を確認し、組合議員としての活動をより適切に行うため、管内施設等の視察を行いたいと思います。

なお、期日・視察場所・参加人員等は、お手元に配付しました計画書のとおりであります。細部の取り扱いについては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声）異議なしと認め、したがって計画書のとおり行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもちまして、第231回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

○理事長(風間康静君) 色々と12年間ありがとうございました。【拍手】

午前11時10分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年10月24日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 加 藤 克 明

署名議員 柄 目 孝 治

署名議員 松 崎 良 一